

令和 7 年 2 月 1 2 日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 小 倉 尚 裕

副委員長 澁 谷 洋 子

1 開催日時 令和7年2月12日（水曜日）午前9時59分～午前10時59分

2 開催場所 第1委員会室

3 報告事項

（1）令和7年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市犯罪被害者等支援条例の制定について
- ②専決処分の報告について
- ③青森市漁港管理条例の制定について
- ④青森市海岸占用料等徴収条例の制定について
- ⑤青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について

（2）その他

- ①令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について
（職業訓練法人青森情報処理開発財団）
- ②令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について
（株式会社アップルヒル）
- ③青森市市税条例等の一部を改正する条例に係る青森市土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について
- ④事故の報告について
- ⑤事故の報告について
- ⑥あおもりしCOCOLOプランについて

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	柿崎孝治
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	相馬純子	委員	藤田誠
委員	工藤夕介	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工 藤 裕 司
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
経 済 部 長 横 内 信 満
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 大久保 綾 子
教育委員会事務局理事 武 井 秀 雄
農業委員会事務局長 小笠原 訓 史
市 民 部 次 長 木 村 久美子

経 済 部 次 長 船 橋 正 明
農林水産部次長 中 村 敦
教育委員会事務局教育次長 泉 宏 明
浪岡振興部次長 石 村 淳
経 済 政 策 課 長 千 葉 皆 工
教育委員会事務局総務課長 小 山 和 紀
水産振興センター所長 柳 谷 勝 司
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○小倉尚裕委員長 ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

なお、本日は所管の報告事項に係る質疑応答のため、石村浪岡振興部次長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和7年第1回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないよう、お願いいたします。

初めに、「青森市犯罪被害者等支援条例の制定について」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民部から令和7年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市犯罪被害者等支援条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することで犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、制定しようとするものであります。

次に、「2 制定内容」について御説明いたします。条例の構成につきましては、第1条から第3条までが目的・定義・基本理念、第4条から第6条までが市・市民・事業者の責務、第7条から第14条までを市が行う犯罪被害者等の支援に関する基本的施策、第15条は支援の制限、第16条は委任となっております。

第1条の目的では、この条例の目的について、第2条の定義では、犯罪等、犯罪被害者等、二次被害、民間支援団体などの用語の定義について、第3条の基本理念では、犯罪被害者等の支援の考え方について規定しております。

第4条の市の責務では、市が果たすべき役割について、第5条の市民の責務では、市民が果たすべき役割について、第6条の事業者の責務では、事業者が果たすべき役割について規定しております。

第7条の相談及び情報の提供等では、各般の問題についての相談、情報提供、助言、これらを総合的に行う窓口の設置等について、第8条の経済的負担の軽減では、国等が実施する支援制度についての情報提供等について、第9条の保健医療サービス及び福祉サービスの提供では、状況等に応じた適切な保健医療・福祉サービスの提供等について、第10条の居住の安定では、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮等について、第11条の雇用の安定では、事業者の理解を深めるための啓発活動等について、第12条の市民及び事業者の理解の増進では、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての広報活動等について、第13条の人材の育成等では、犯罪被害者等支援に係る職員の育成等について、第14条の民間支援団体の活動の促進では、民間支援団体に対する市の施策の情報提供等について、第15条の支援の制限では、社会通念上適切でない

と認められる場合は支援を行わないことができることについて規定しております。
最後は、第 16 条の委任となっております。

施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

次に、本条例骨子案に対する意見募集の結果につきまして御説明いたします。

資料 2 を御覧ください。

令和 6 年 11 月 20 日開催の文教経済常任委員協議会におきまして御報告申し上げたとおりであります。わたしの意見提案制度で、令和 6 年 11 月 28 日から 12 月 27 日の 1 か月間、本条例骨子案について意見を募集しておりましたが、提出された御意見はなかったところであります。

なお、「4 『青森市犯罪被害者等支援条例案骨子』の公表」につきましては、市役所各庁舎や支所、市民センター等において、令和 7 年 3 月 3 日から 4 月 2 日まで縦覧することとしておりますほか、市のホームページでも公表することとしております。

公表資料は別紙 1、2 となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 人材の育成の関係で、犯罪被害者等の支援に係る職員の育成及び資質の向上とありますが、これはここで係る職員に資格等の何か特別なものが必要だということはあるんですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 職員の育成及び資質の向上については、特段の資格要件というものはありません。現行の青森市の場合ですと、なんでも相談室等を位置づけておりますので、職員が対応していくといったものになっております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 「2 制定内容」のその他、第 15 条の支援の制限について、どうい場合、支援を行わないことができるのか教えてください。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 支援の制限というのは、支援の対象とならないところ、例えば、反社会的な勢力の中で起きた事件ですとか、そういったところで犯罪被害者と言い切れるかどうかというような事案等がありますので、そういったところが支援の制限対象となるものと想定しております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 第 8 条の経済的負担の軽減なんです。その他必要な施策というのは具体的には何ですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 本条例で基本的な施策に対して、今現在、行っているものとして、相談対応ですとか、犯罪被害給付制度の情報の提供、保健医療サービス・福祉サービスの提供として相談等に対応していくこと、居住の安定として市営住宅の入居に係る優遇措置、犯罪被害者を支えるための職場環境整備における取組の啓発活動等をこれまでも取り組んでいるところです。

新たに支援策として考えておりますのが、経済的な負担の軽減を図るものとして、犯罪被害者へ見舞金、それから転居費及び心理相談料に係る助成金を支給すること、こちらを関連経費として令和7年度の当初予算案に計上しまして、令和7年第1回市議会定例会に御審議いただく予定としております。

以上です。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その見舞金や助成金は県でもやっているんですが、市独自でも行うということで捉えていいですか。

○小倉尚裕委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 市で対応するものとして、今回の予算計上というものになります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）専決処分の報告について御報告申し上げます。

本件につきましては、専決処分により変更契約を行う旨、前回の文教経済常任委員協議会におきまして、あらかじめ御報告していたものであります。

内容は、（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業における15年間の維持管理・運営業務に要する費用につきまして、事業契約書の規定に基づき、事業提案書の提出があった令和2年度から業務開始前年度となる令和5年度までの物価変動による増額分1億2674万5759円について、令和7年1月30日付で専決処分により変更契約を締結したものであります。

事業名、契約内容、変更理由は資料記載のとおりでありまして、契約金額につきましては、変更前金額が114億9651万7120円、変更後金額が116億2326万2879円、当初契約金額に比べて、約7.88%の増額となっております。

専決処分による変更契約につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づきまして、令和7年第1回定例会に報告することとしております。

説明は以上となります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市漁港管理条例の制定について」及び「青森市海岸占用料等徴収条例の制定について」の計２件については、関連がありますので一括して報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和７年第１回青森市議会定例会に議案提出を予定しております青森市漁港管理条例の制定について及び青森市海岸占用料等徴収条例の制定については、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、「青森市漁港管理条例の制定について」の資料を御覧ください。

制定理由であります、本市に所在いたします久栗坂漁港の漁港管理者が令和７年４月１日をもって青森県から青森市に変更になりますことから、漁港及び漁場の整備等に関する法律第２６条の規定に基づき、市が管理する漁港の維持管理について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものであります。

久栗坂漁港の概要であります、所在地は青森市大字久栗坂、漁港の種別は漁港及び漁場の整備等に関する法律第５条に基づく第１種漁港となります。施設規模につきましては、資料掲載のとおりであります。当該漁港の利用漁船数は、令和６年末時点で３２隻、水揚げ金額は１億６９８０万１０００円となっております。

漁港管理者の変更の経緯についてであります、漁港及び漁場の整備等に関する法律第２５条では、第１種漁港の管理者は漁港所在地の市町村となっておりますことから、久栗坂漁港——第１種漁港であります、県が当該漁港の改修等完了後に、その管理を市に移管する旨協議を行ってきたところであります。令和４年度の漁港改修完了後２年の移行期間を経て令和７年４月１日より市が管理を行うこととしたところあります。

条例の制定の概要であります、久栗坂漁港の管理が市に移管した後におきましても、従前と同様な維持管理が行われるよう、漁港施設の維持・保全及び運営に関すること、漁港施設の利用料等を徴収する場合の料率に関すること、漁港の利用を阻害する行為といたしまして、漁港区域内の水域の利用を著しく阻害する行為等の規制に関することなどについて、必要な事項を定めることとしております。

施行期日につきましては、令和７年４月１日としております。

以上が青森市漁港管理条例の制定についての御説明となります。

続きまして、青森市海岸占用料等徴収条例の制定について御説明いたします。

条例の制定理由であります、海岸法第５条第３項の規定により、海岸保全区域と漁港区域が重複する部分につきましては、当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うこととされております。久栗坂漁港の管理者が令和７年４月１日をもって青森県から青森市に変更になった場合、久栗坂漁港区域と重複する海岸保全区域につきましても市が管理者となりますことから、海岸法に基づく海岸占用料の徴収等に必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものであります。

本市が管理者となります海岸保全区域につきましては、別添の資料１を御覧ください。

さい。

資料中の赤い線で囲まれた部分が海岸法に基づく海岸保全区域となります。青い線で囲まれた部分が漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づきます漁港区域となっております。そのうち、赤い線の海岸保全区域と青い線の漁港区域と重複する箇所が、本市が管理する海岸保全区域となります。

次に、「3 制定概要」であります。久栗坂漁港の管理が市に移管した後におきましても、海岸保全区域における占用料等の徴収業務が従前と同様に行われますよう、占用料及び土石採取料の額及び納入方法に関する事、占用料及び土石採取料の減免に関する事などについて、必要な事項を定めることとしております。

施行期日につきましては、青森市漁港管理条例と同じく令和7年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 前提となる漁港の種別について簡単に教えてください。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 漁港につきましては、その規模におきまして、第1種から第3種までの漁港があります。それに応じて、国管理・県管理・市管理となっております。第1種漁港につきましては、青森県内ではありますが、全部で74か所あります。

このうち、青森県がこれまで管理していた漁港——第1種漁港が33か所、各市町村が管理している第1種漁港が41か所ありまして、県が管理するこの31か所の対象漁港につきましては、順次、市町村管理に移管しているというところであります。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 今まで県が管理していたなどというのは分かりましたが、規模によって第1種から第3種までであるということなので、簡単に第1種というのはどういう規模のものなのか、第2種はどうか、そこをちょっと教えてください。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 担当課から御説明させていただきます。

○小倉尚裕委員長 どうぞ。

○柳谷勝司水産振興センター所長 水産振興センターでございます。よろしくお願いいたします。

まず、第1種漁港については、主に地元漁業に用いられる漁港ということになります。

続きまして、第3種漁港というのは、その利用が全国的な規模のものというのが第3種漁港と位置づけられております。

第1種漁港でも第3種漁港でもないものが第2種漁港というようなことになります。

補足といたしまして、漁港の種類は実はもう1個ありまして、第4種漁港、こちらは離島等に所在する漁港というようなことになります。

漁港の種類についての説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 令和7年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

初めに、制定理由であります。本市のいじめ防止対策審議会の委員の報酬額につきましては、これまで当該審議会の委員を推薦していただく団体から、業務内容と比較し額が低いといった御意見をいただいていたところであります。

このような中、国におきましては、いじめ防止対策推進法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、重大事態発生時の初動対応や調査の精度を上げるため、令和6年8月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを改訂したところであります。

このことにより、今後、本市におきましても全国と同様に重大事態の発生件数の増加が見込まれること、また、調査等に係る業務の増加が見込まれることから、教育委員会では、重大事態の調査の進め方について再確認を行い、他都市の当該審議会の実施状況等について調査を行ったところであります。

その中で、本市の現行の報酬額が他都市と比較し低く、他都市と同等の額へ増額するための改正が必要であることから、令和7年第1回青森市議会定例会へ提案しようとするものであります。

改正内容につきましては、1つには、いじめ防止対策審議会の委員の報酬額を改定するものであり、具体的には、当該委員が青森市いじめ防止対策審議会条例第3条第1項第2号に掲げる事項である、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議等を行った場合の報酬額を月額8700円から月額2万円に増額するものであります。

2つには、いじめ調査委員会の委員の報酬額を改定するものであり、市長が教育委員会や学校による重大事態の調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合に調査を行う当該委員会の委員の報酬額を改定するいじめ防止対策審議会の委員の報酬額と同額に増額するものであります。

条例の施行期日につきましては、公布の日からを予定しております。

なお、本件につきましては、いじめ調査委員会を所管する福祉部におきましても、本日開催の民生環境常任委員協議会で報告することとしております。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 他都市と比較し、低かったという調査結果なんですけど、どれくらい低かったのか、他都市の状況を教えてください。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 北海道・東北の自治体を調べたんですが、郡山市は上限額を2万8100円——時間で5000円なんですけれども、上限額を2万8100円。同じく、仙台市、福島市も上限額を2万8000円。それから、秋田市が2万円、旭川市が1万6500円、これが高い額ということになっております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 2万円にしたのはどういう根拠で2万円になったんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 いじめ防止対策審議会の委員が弁護士ということで、平成30年9月20日付で日本弁護士連合会が発出した、いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会の推薦依頼ガイドラインの30分当たりが5000円という文書が出ていますが、これを参考にしながら、どこの自治体もこういったことを考えているということになります。

それで、調査をこれまでの経験からおおむね2時間程度を想定して2万円ということまで今回考えています。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 いじめ調査委員会の報酬額は幾らだったんでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 こちらと同額の8700円です。

〔村川みどり委員「8700円だったのを2万円にする。分かりました」と呼ぶ〕

○小倉尚裕委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」及び「専決処分の報告について」の計2件については、関連がありますので一括して報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 2件の専決処分の報告につきましては、関連がありますので、一括して御報告申し上げます。

本事案につきましては、令和4年1月21日に開催されました文教経済常任委員協議会におきまして、横内小学校で発生した事故について御報告申し上げたところ

であります、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分につきまして、令和7年第1回市議会定例会に提出を予定しておりますので、その概要について御報告申し上げます。

なお、事故の被害者である相手方がけがの治療などに係る費用について、事故発生当初から、健康保険を利用することとしたため、損害賠償の相手方が被保険者及び保険者の2者となったものであります。

資料1「専決処分の報告について」を御覧ください。

事故の概要についてであります、令和3年5月16日午前9時45分頃、横内小学校の敷地内におきまして、当該小学校に通学する児童の保護者が教育環境整備のためのPTA活動中、配置図左側の校庭から右側の校舎側へ移動する際に、スロープ付近で資料下の写真のとおり、蓋が外れた状態となっていた排水ますに左足を落とし、負傷したものであります。

その後、医療機関を受診した結果、令和3年9月8日に左膝前十字靭帯損傷、左脛骨プラトー骨折との診断を受け、治療・リハビリ等を受けたもののよくなり、同年9月22日に入院し、同月24日に手術を行い、同年10月2日の退院を経て、同年11月1日に左膝前十字靭帯再建術後と診断されたものであります。

さらに、令和5年9月20日までの間、リハビリと通院による治療を継続したものの、傷病名、左膝前十字靭帯損傷、自覚症状として左下腿のしびれ、疼痛との後遺障害診断がされたものであります。

当該事故の発生につきましては、当時、排水ますの周辺が雑草で覆われており、排水ますの穴を容易に確認できない状況となっていたこと、また、本来、排水ますの蓋が設置されているべきものが、事故当日には存在しなかったことが原因であると考えております。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に当該事故による人身損害に関する一切の損害賠償として235万4402円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年2月3日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に資料2を御覧ください。

事故の概要につきましては資料1と同様となりますが、賠償の相手方は、青森みちのく銀行健康保険組合となり、資料1の事案に関し、当該相手方が療養の給付を行ったことに伴い、健康保険法第57条第1項の規定により、当該被害者が市に対して有する損害賠償請求権を相手方が代位取得したものであります。

賠償につきましては、市は相手方に当該事故による医療費、入院食事代、傷病手当金及び治療用装具費として203万1465円を負担することとし、この損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年2月3日に専決処分をしたものであります。

報告につきましては以上のとおりとなります。

なお、損害賠償につきましては、全額、教育委員会が加入しております全国市長会学校災害賠償保険にて対応いたします。

事故後の対応等につきましては、小・中学校において、学校職員による学校敷地内等に係る安全点検を定期的の実施し、危険箇所の報告を随時受けるようにしたことに加え、年度初めに教育委員会職員が各学校を訪問し、安全点検を実施しております。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 結構前の事故ですが、蓋がなかったということに関して、草が生えていて、気づいたらなかったんだというような御説明だったんですけども、その蓋がされていないということについて、分からなかったんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校では、穴に全く気づいていないという状態です。車が通って、はじいて蓋が外れたとか、除雪の際に何かで外れたなど、何かの原因で外れているとは思いますが、外れているということに気がついていなかったという状況であります。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 起きてしまったことなので、今さら何だかんだ言ってもしょうがないと思うのですが、敷地内の排水ますとか、そういう蓋の有無など、事務部で安全点検を定期的に行っていると思うんです。

気づかなかったという事案なんですけど、これからはないわけじゃないかなという気がするんですけど、前も何か安全点検に関わることをお話したと思うんですけども、ちょっと考えられないなと学校を管理してきた人間としては思うんです。草が生えていて気づかなかったというのは、ちょっとあり得ないと思うんですよ。

安全点検というのはやっぱりチェックポイントがはっきりしていて、事務部でも、蓋の有無など、そういうのは定期的にきちんと点検しないと。子どもたちだって、落ちるような穴じゃないですか。大人の左足がここに入ったということなので、今回のことはこれでしょうがないなとは思いますが、こういうことが二度とないよう、教育委員会でも御指導をよろしくお願いします。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 発症が令和3年5月16日で、診断が9月8日、この約4か月の間というのは何なんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 この足が痛いということで病院には行っているのですが、ここまでひどいというのを本人も分かっていない状態で、だんだん悪くなっていったんです。

前十字靱帯損傷というのは、時間の経過とともに、半月板損傷——軟骨損傷といった変形を起こすということです。時間とともに悪くなっていること、なかなかよくなるのが難しい状態となっているということで、けが当時は車で送って帰っているぐらいのけが——救急車を呼ぶほどのけがではなかったんですが、だんだん歩けなくなっていったということで症状が出てきていて、時間がかかっているという状況になっております。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ちょっと分からないのは、235万4402円のうち、203万1465円が含まれているということですか。ではなくて、両方にその額を専決処分したということですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 両方にその額を専決処分しました。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 最初、健康保険を使ったのですが、結局、労務災害の適用だからということで健康保険組合に使った分を返したという理解でいいですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 その理解で大丈夫です。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和7年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について（職業訓練法人青森情報処理開発財団）」及び「令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について（株式会社アップルヒル）」の計2件については、関連がありますので一括して報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について、御報告をいたします。

市では、平成22年10月に策定をいたしました青森市第三セクターに関する基本方針におきまして、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を毎年度定期的に議会に対して御報告することとしております。

本常任委員協議会への報告の対象となる法人は、経済部所管の職業訓練法人青森情報処理開発財団及び浪岡振興部所管の株式会社アップルヒルの2法人となっております。

それでは、まず経済部所管のあおもりコンピュータ・カレッジを運営しております職業訓練法人青森情報処理開発財団について、御報告をいたします。

お手元の資料、「令和6年度第三セクター経営評価結果及び対応について」を御覧

いただきたいと思います。

この資料は、別添資料の参考１「青森市第三セクター経営状況基本情報シート」を基に、参考２「青森市第三セクター経営評価シート」により実施をいたしました経営評価を踏まえまして、今般の評価結果の概要に加え、今後の法人の取組や経営戦略プランの取組状況、市の対応について取りまとめたものであります。

「１ 令和６年度 経営評価」を御覧ください。

経営評価における評価項目につきましては、「目的適合性」、「効率性・効果性」、「組織運営の健全性」、「財務の健全性」、「透明性」、「自立性」とし、第一次評価は当該法人が、第二次評価は市所管部局が、それぞれ「概ね良好」、「改善の余地あり」、「大いに改善を要する」の３段階で評価することとしておりまして、当該法人の評価結果につきましては、昨年度と同様、第一次、第二次評価のいずれも「目的適合性」から「自立性」までの６つの評価項目全てにおきまして「概ね良好」となっております。

次に、「※参考 令和５年度決算」を御覧ください。

当該法人の令和５年度当期損益は４８２万円、累積損益は４億４０５９万５０００円となっております。また、市からの収入は３５万２０００円、経常収益に占める割合は０．３０％となっております。

次に、「２ 第三セクターの対応」につきましては、下の「【取組状況】」を御覧ください。

令和２年度に県内初導入いたしました「e s p o r t s クリエイト専攻」のＰＲや、県立高校校長ＯＢの学生募集担当を中心とした高校訪問など、効果的な学生募集を継続した結果、令和５年度の定員充足率は１１０．８％となりまして、４年連続で黒字化を達成いたしました。令和５年度１学年の充足率は９８．３％となりまして、黒字額は前年度対比で１００１万２０００円のマイナスとなりました。

当該法人では、入学生の確保を目的に、令和６年度は前年度に効果的であった取組に加えまして、ＳＮＳを活用したショート動画の配信によるＰＲ強化、新教育訓練機器の導入、学生家賃補助制度の対象地域の拡大などを通じて、知名度と魅力の向上に努めております。

今後におきましても、経営戦略プランに基づき、環境変化に対応したカリキュラムによる職業訓練を行うとともに、入学生確保に向けた取組を強化し、財務基盤の安定化に努めることとしております。

最後に、「３ 市の対応」といたしましては、これまで行ってまいりました学生募集策強化等の取組によりまして、令和５年度も黒字化を達成したところでありますが、今後とも経営健全化に向け、経営戦略プランに基づき、安定的な入学生の確保に向けた取組が計画的に実施されるよう指導等を行ってまいります。

経済部所管分は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 浪岡振興部次長。

○石村淳浪岡振興部次長 浪岡振興部が所管いたします株式会社アップルヒルについて御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 令和6年度 経営評価」につきましては、当法人の評価結果は、第一次、第二次評価のいずれも「目的適合性」から「自立性」までの6つの評価項目全てにおきまして「概ね良好」となっております。

参考といたしまして、令和5年度決算について記載しておりますが、当法人の令和5年度当期損益は1122万7000円、累積損益は9332万3000円となっております。また、市からの収入といたしましては、道の駅「なみおか」の管理運営に係る指定管理料の420万1000円で、営業収益に占める割合は1.7%となっております。

次に、「2 第三セクターの対応」につきまして、「【取組状況】」の項目を御覧ください。

令和6年度は、テナントが撤退したそば提供店舗に直営のカレー屋を新設いたしまして、営業強化を図りました。また、浪岡地域の施設や団体と連携して新たなイベントに参画するなど、さらなる地域活性化に取り組むことにより、売上げと集客力の向上を図っております。

令和7年度以降につきましても、引き続き集客イベントや店舗以外での販売を強化していくほか、リンゴを核とした生産、加工、流通、販売までを一体的に行う6次産業化の取組について検討していくこととしております。

最後に、「3 市の対応」につきましては、集客数をさらに増加させる取組を支援するほか、経営戦略プランに沿った事業の進捗管理、検証を行いながら健全な組織運営が図られるよう指導してまいります。

法人の概要、経営評価の詳細につきましては、後ほど、お手元の資料を御参照ください。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市市税条例等の一部を改正する条例に係る青森市土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてのうち、農林水産部が所管いたします青森市土地改良事業負担金等徴収条例の改正について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」であります。市税等に係る督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するものであります。

「2 背景・経緯」であります。本市では、納期限までに完納しない者に対しまして、督促状を発した場合、条例の定めにより督促手数料 70 円を徴収しております。

この手数料につきましては、納期限が過ぎてから、当初納付書を使用して納付する場合、指定金融機関等の窓口職員が当該手数料の有無を確認し、手数料の金額を加筆して収納しておりましたが、税公金収納のデジタル化等に伴いまして、指定金融機関では、令和 7 年 3 月をもちまして当該手数料の判断、窓口での金額の加筆を全ての当初納付書で廃止する予定としておりますことから、税公金収納の環境変化に対応し、事務の効率化等を図るため、督促手数料を廃止しようとするものであります。

なお、青森市土地改良事業負担金等徴収条例で規定いたします負担金等につきましては、主に県営で実施しております圃場整備事業の地元負担金であります。本市が地元圃場整備組合から徴収し、市の負担金と合わせまして県に納付しておりますことから、これまで督促状を送し、督促手数料を徴収した実績はありません。

「3 改正内容」につきましては、青森市土地改良事業負担金等徴収条例における督促手数料に関する規定を削除するものであります。

この施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

なお、本条例の制定につきましては、青森市市税条例等を所管いたします税務部におきましても総務企画常任委員協議会におきまして、また、青森市道路占用料徴収条例を所管いたします都市整備部及び青森市下水道条例等を所管する水道部におきましても都市建設常任委員協議会で報告することとしております。

また、参考といたしまして、税務部が所管いたします市税条例等に係る督促手数料の廃止について、説明資料を添付させていただきましたので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 落雪により車両が損傷した事故について御報告申し上げます。

お手元の「事故の報告について」の資料を御覧ください。

事故の概要であります。令和 7 年 1 月 19 日日曜日午後 3 時 21 分頃、東北縦貫自動車道弘前線——青森ジャンクションから浪岡インターチェンジ間におきまして、青森方面から浪岡方面へ走行中の車両が、東北縦貫自動車道をまたぐ農道橋からの落雪に接触し、フロントガラスを損傷したものであります。なお、けが人は発生しておりません。

発生箇所につきましては、事故発生の当日、午後4時から午後5時にかけて、高速道路交通警察隊により登坂車線の交通規制を行い、事故車両が搬送されたところであります。

また、賠償につきましては、市で加入しております道路賠償責任保険で対応することとし、現在、相手方と協議しているところであります。

今後ともパトロールによります雪庇等の早期発見に努めながら、事故の再発防止に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 学校施設における落雪による事故について御報告申し上げます。

資料「事故の報告について」を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和7年1月27日午後8時30分頃、三内中学校の敷地内、資料配置図の青印の事故発生場所において、屋内運動場南側の屋根から雪が落ち、真下に駐車していた車両に当たったことで車両後方部分がへこみ、リアウイングが衝撃により車体から外れ、リアワイパーがゆがんだものであります。

教育委員会では、事故翌日に学校からの報告を受け、事故発生場所を立入禁止とし、現地確認を行いましたところ、当該事故の発生につきましては、屋内運動場の屋根に積もっていた雪が気温の上昇により、崩れやすくなっていたことが原因と考えております。

今後につきましては、当該事故相手方の自家用車の被害状況等を調査するとともに、教育委員会が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険の適用内容を確認するなど、示談交渉に係る作業を進めているところであります。

教育委員会では、令和7年1月28日付で、全小・中学校に対し、落雪の可能性がある箇所に近づかないように注意喚起を行うとともに、通学時や校舎外の活動時における動線において危険箇所がある場合は、コーン等を設置し、注意喚起等を行うことにより、学校施設の安全確保を徹底するよう周知するなど、今後の再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 この車両は、教職員の車両ですか。保護者——例えばお客さんの車両ですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 保護者の車です。夜に学校の施設を利用して、その送迎・見学に来ていたということになります。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「あおもりしCOCOLOプランについて」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 報告の前に、令和7年2月10日月曜日、教育フォーラムを教育委員会で実施しました。それに多くの委員の方に出席していただきました。この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、私から全ての児童・生徒の学びの保障に向けた「あおもりしCOCOLOプラン」について御報告申し上げます。

お手元の配付資料を御覧ください。

本市の不登校児童・生徒の状況は、全国同様増加傾向にあることから、教育委員会では、不登校対策として令和4年度から児童・生徒の個別のプログラムを作成し、きめ細かな支援に努めてまいりました。その結果、「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒の割合」は、おおよそ70%となっております。

令和6年度は、「新たな不登校を生まない取組」として、全小・中学校に校内教育支援センターを設置し、支援しました。その結果、令和6年12月末時点で校内教育支援センターを利用した児童・生徒494名のうち、280名が教室に復帰するという結果を得るとともに、不登校児童・生徒数も、12月末時点で前年度と比較し、61名少ない状況となりました。

令和7年度は、文部科学省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCLOプラン」に示された、「学校に戻りたいと思ったときに転校するなど、本人や保護者の希望に沿った丁寧な対応」が可能となるよう、市内小学校3校、中学校3校、計6校を不登校児童・生徒が市内一円から入学・転入学できる特認校として指定し、当該校の校内教育支援センターを効果的に活用した取組を進めることとしております。

教育委員会では、不登校児童・生徒に係る新たな取組を進めるに当たり、これまでの取組を含め、以下の3つの対策を「あおもりしCOCOLOプラン」として取りまとめました。

対策1、「不登校児童生徒の多様な学びの場を確保します」につきましては、1つに、家庭学習への支援、2つに、校内教育支援センターによる支援、3つに、市適応指導教室「フレンドリールームあおいもり」による支援、4つに、不登校等特認校による支援を行ってまいります。

また、対策2、「児童生徒のSOSを『チーム学校』で支援します」につきましては、1つに、児童・生徒のささいな変化を見逃さず、全校体制で支援します、2つ

に、学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒の健やかな成長を支援します、3つに、関係機関と連携し、必要なときに必要な支援が行われるようにしますとしました。

加えて、対策3、「夢や志をもち挑戦する児童生徒の育成を目指します」につきましては、1つに、主体的・対話的で深い学びの充実を図ります、2つに、多様性・包摂性のある教育活動を推進します、3つに、児童・生徒の人間関係形成・社会参画・自己実現の力を育成する教育活動を推進します、4つに、児童・生徒のウェルビーイングの向上に資する教育活動を推進しますとしました。

教育委員会といたしましては、全ての児童・生徒の学びの保障に向けて、引き続き児童・生徒及び保護者の心情に寄り添い、各学校と連携を図りながら一人一人の夢・志・挑戦を支援してまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 リンゴ園の融雪剤の散布など、その後の実施状況はどうなっているんですか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 今冬の降雪によるリンゴ園地の災害復旧等につきまして、まず1つ、2月・3月に消雪など、復旧に向けた取組が始まる見込みでありますので、これについては予備費を充用させていただいて、消雪剤の購入に要する費用、並びに、枝折れ等で腐らん病の発生が心配されているため、塗布剤の購入に要する費用は支援させていただくということで準備しております。

なお、青森県においては、ドローンを使った消雪剤の散布というのも体制を整えておりまして、希望者は青森市の窓口に来て、実施場所を整備した上で、県の委託する会社につないで消雪するというような体制はできております。

また、春以降、実際に折れたリンゴ樹の復旧、あるいは植え替え、さらには抜根、これらの費用も要することが予想されております。農業者の皆さんからも心配の声をいただいておりますので、令和7年第1回市議会定例会でこれらを支援するための令和7年度当初予算について御提案をさせていただく予定であります。

以上です。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ちょっとずれているかも分からないのですが、エアコンの雪害の関係で、浦町中学校が壊れたのは何年前だったか記憶がないけれども、もうあちこちでしていると思うのですが、エアコンガードの設置はしたのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 室外機が雪で壊れたことを受けまして、エアコンの室外機を置く台に上げていて、屋根がかかっている状態になっています。これでもやっぱり壊れたときには、翌年度修理するという対応で今行っております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 全学校でそういう対応をしたのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 全学校でそういう対応をしております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 月曜日の教育フォーラムでは関係者の皆さん、お疲れさまでした。今回ちょっと時間が足りなくなって、ちょっと私質問しようと思ったんですが、できなかったのが不満がありました。

やっぱりこういうのは時間が足りなくなるので、次回、また開催していただきたいんですが、そのときは少し時間に余裕を持っていただきたいというのがあります。

そして、発表された先生たちの苦労というのがすごく伝わってきました。あの場で明るくしゃべっていたんですが、実際はとても厳しい中で児童・生徒たちとやっているとと思うんです。先生たちのモチベーションというか、心が折れないのかなというのは、たまに感じられました。

元気よくしゃべった先生は、職員室に行っていっぱい話すなどというような話をされていたので、そのところ、多分折れない人を担当にされていると思うんですが、その辺の先生の対応もしっかり見ていただければなと感じました。それで、来年もまたやっていただければすごくいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○小倉尚裕委員長 そのほか、発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 それでは、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)